

農業共済制度の見直し

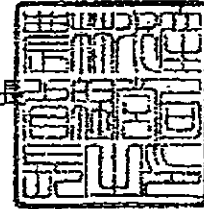


18経営第7041号

平成19年3月8日

北海道知事 殿

農林水産省経営局長



農業共済事業の運用改善について

平成18年12月25日、内閣府の規制改革・民間開放推進会議から「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（以下「答申」という。）が内閣総理大臣あてに答申され、翌26日、答申に示された「具体的施策」を最大限に尊重する旨の「対処方針」（別紙1）が閣議決定されたところである。

農業災害補償制度については、別紙2のとおり、具体的施策として、①情報開示の促進、②栽培管理能力等に応じた掛金の設定、③選択の自由度の向上の3点が盛り込まれ、平成19年度に措置することとされている。

については、今般、答申を踏まえ、下記のとおり、農業共済事業の運用改善を図ることとしたので、御了知の上、貴都道府県農業共済組合連合会と協力し、貴管下の農業共済組合又は農業共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）へ周知するとともに、必要な運用改善、共済規程又は共済事業の実施に関する条例（以下「共済規程等」という。）の改正等を速やかに行うよう指導をお願いする。

なお、本通知を踏まえた運用改善の内容、共済規程等の変更状況等について、後日、調査を行う予定である。

記

1 情報開示等の促進について

組合等は、以下の点について、総代会、各種会議、加入推進のための農家訪問、各農家への各種通知書の送付、広報誌、ホームページ、掲示板等様々な手法の中から、適切な手法を検討し、情報開示等に努めること。

(1) 農業災害補償制度の仕組み、加入資格、引受方式等について、農家への説明

・周知を十分に行うこと。

- (2) 引受時には、農家が選択できる補償内容（単位当たり共済金額、引受方式、補償水準、共済金の支払開始損害割合等）、引受要件、免責事項等について、十分に説明し、各農家が契約内容を理解した上で、経営実態に即した補償内容を選択できるようにすること。
- (3) 共済掛金、賦課金及び支払共済金について、その額だけでなく、算出根拠についても組合員等に情報提供を行うこと。
- (4) 被害申告を行った組合員等が共済金支払対象とならなかった場合には、その理由を農家に説明すること。

2 栽培管理能力等に応じた掛金の設定について

組合等は、各農家の置かれた立地・環境条件や栽培管理能力等に応じた共済掛金が設定されるよう、以下の措置を講ずること。

- (1) 組合員等ごとの金額被害率等を分析し、危険段階別共済掛金率の導入を前向きに検討すること。
既に危険段階別共済掛金率を実施している場合にも、被害実態を適正に反映しているか等について検討を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- (2) 水稲病虫害事故除外方式、家畜共済の事故除外方式、果樹共済の特定危険方式、防災施設に係る割引等、農家の掛金負担を軽減するための各種割引措置等について、組合員等に周知徹底を図るとともに、農家の保険需要を十分に踏まえた上、これらの措置の導入について検討を行うこと。

3 選択の自由度の向上について

単位当たり共済金額、引受方式、補償水準及び共済金の支払開始損害割合については、各組合等が共済規程等に規定したもののの中から組合員等が選択することとなっている。

近年、農家の保険需要が多様化してきていることから、組合等は、改めて農家の保険需要を踏まえた上、できるだけ多くの選択肢を共済規程等に盛り込むよう、検討すること。

(別紙1)

規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」に関する対処方針について

平成18年12月26日
閣 議 決 定

規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日)に示された「具体的施策」を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとともに、平成19年度以降の規制改革推進のための新たな3か年計画を策定する。

(別紙2)

「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(抜粋) —さらなる飛躍を目指して—

平成18年12月25日
規制改革・民間開放推進会議

- I. 「第3次答申—さらなる飛躍を目指して—」の決定・公表に当たって
 - II. 今後の規制改革に向けた課題
 - III. 各分野における具体的な規制改革
- ### 10 農業分野

【問題意識】

農業分野については、意欲と能力のある農業経営者が、創意工夫を発揮し、自由に競争できる環境を整備すること、農業の活性化や産業としての自立、競争力の向上を目指すため、イノベーションの創出や新たなビジネスモデルの出現を促すことの2つの視点から、改革を進めていくことが重要である。かかる認識の下、全国に点在する意欲ある農業経営者から現場における具体のニーズを聴取した結果、経営基盤の確立・強化、選択肢の拡充・競争環境の整備、生産性の向上に資する規制改革が極めて重要である。

(6) 農業共済制度の見直し

【問題意識】

農業共済制度は、農業者が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が発生したときに共済金の支払いを受けて農業経営を守るという、農家の相互扶助を基本とした共済保険の制度であり、主要な作目のほとんどが制度の対象になっている。また、基本的には任意加入制であるが、米麦についてのみ、基幹作物としての重要性、全国的に作付けされており安定的な保険母集団を確保する必要性があることから、農業災害補償法により当然に加入することになっている(当然加入)。さらに、掛金に対して国が大幅な負担(共済掛金の40~55%)をしているだけでなく、共済組合の運営費にも国の負担があり、国が再保険を行っている。

しかし、本制度については、農業経営者より「掛け金負担が過大である」、「加入は農業者の自由にすべき」、「災害発生率に応じた掛金率となっていない」、「期待する

補償が得られない」などの意見がある。

農業者の栽培管理能力は個々に異なることから、当然、災害等による影響や被害の度合も個々に異なる。栽培管理能力に優れた農業経営者もいれば、そうでない者もいることから、本制度に対する批判が生じている状況にあり、農業における生産活動のリスクヘッジの手段として、加入者の理解が得られるよう見直す必要がある。

【具体的施策】

① 情報開示の促進【平成19年度措置】

掛金の設定や損害補償金の算出根拠、また、加入要件の地域差に関する合理的説明など、加入者の理解が得られるよう、徹底した情報開示を促進すべきである。

② 栽培管理能力等に応じた掛金の設定【平成19年度措置】

農業者の栽培管理能力には大きな差があり、それによって、当然、災害等による影響や被害の度合が異なる。また、新たな農業技術を取り入れているか否かによっても、災害等による影響や被害の度合が異なる。

農業共済制度では、共済金額についても個人選択の途が開かれているが、さらなる選択肢を広げるため、現在、十分に活用されていない「環境や要素を踏まえて個々の農業者ごとに被害実態に応じた掛金率を設定するシステム」について、各共済組合が活用するよう促すべきである。

また、そのシステムや防災施設の設置状況等栽培管理技術による掛金の割引について、周知徹底を図るべきである。

③ 選択の自由度の向上【平成19年度措置】

農業共済制度の目的は、農業災害補償法（昭和22年12月15日法律第185号）第1条に「農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因つて受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする」とあるが、本来、経営というのは、自主・自律が原則であり、リスクや競争にどのように対処するかを経営者が自ら考え、経営戦略を実行していくことが求められる。

したがって、リスクにどのように対処するかは、経営者の判断により決定すべきものであり、本制度も農業経営者にとっては、リスクヘッジ手段の一つの選択肢として位置付け、農業者の選択の自由度の向上を図るため、「引受方式及び補償割合を農家が選択できる仕組み」について周知徹底を図るとともに、各共済組合が組合員農家のニーズを踏まえて、できるだけ多くの選択肢を共済規程に盛り込むように促すべきである。